

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年11月5日

船橋市監査委員

同

同

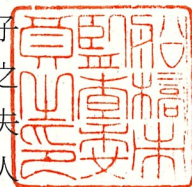
同

栗 林 紀 子

齋 藤 弘 之

浦 田 秀 夫

日 色 健 人



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
地域子育て部 保育運営課	令和7年8月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 避難の支障になる物品の放置 公立保育園内の階段に多くの段ボールが置かれたままになっており、避難の支障になっていた。 消防法第8条の2の4では、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならないと規定されている。 なお、本件は令和6年7月16日に行われた、消防法第4条第1項の規定に基づく公立保育園への消防署による立入検査の結果、「階段は、避難の支障になる物を置かないよう管理すること。」との指摘があり、同年7月31日付け改修等報告書で同年10月31日までに物を置かないようにする旨報告していたが、令和7年3月12日時点においてPVC（ポリ塩化ビニル）手袋等の段ボールが置かれていたものである。 所管部署に確認したところ、当該手袋等については保健所が新型コロナウイルス感	PVC手袋等については、保健所が新型コロナウイルス感染症の対応のために備蓄していたものを当課にて引き取ったあと、各保育園に配付したもので、当該保育園は階段に置いていた。 令和6年7月16日、消防署の立入検査の際、立入検査結果通知書にて指摘を受け、同年7月31日に提出した改修等報告書にて同年10月31日までに各階の倉庫や棚に移動する予定としていたが期限までに移動しなかった。発生原因は収納場所に限りがあり、移動先のスペースの確保を後回しにしていたことによる。なお、令和7年3月13日に物品を移動済みである。 今回の消防署からの指摘は消防法第8条の2の4が根拠法令であり、法の主旨に則り、今後は廊下、階段、避難口その他の避難上必要な場所について避難の支障になる物品を置かないことを徹底する。

感染症対応のため備蓄していたものを保育運営課で引き取ったあと、各保育園に配付したもので、当該保育園は階段に置いていたとのことであった。また、令和6年10月31日までに倉庫や棚に移動する予定としていたが、収納場所に限りがあり、移動先のスペースの確保を後回しにしていたことが本件の発生原因とのことであった。

今後は、同法に則って適正に管理を行うよう徹底されたい。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
地域子育て部 療育支援課	令和7年8月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 備品台帳に係る所在場所の修正漏れ 所管施設で使用している備品について、備品台帳上の所在場所が購入した課となっており、実際の所在場所と異なっていた。 本監査時点における船橋市物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第1号で備品台帳が規定されていた。また、令和7年2月25日付けで一部改正された同規則第12条第1項では、課長は、物品の払出しを受けたときは、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第1号で備品台帳が規定されている。 所管部署に確認したところ、所在場所変更の事務処理を失念しており、また、決裁等を回議するタイミングがなかったため、処理漏れに気付くことができなかったとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	当課では、5カ所の施設（こども発達相談センター、たんぽぽ親子教室、ひまわり親子教室、東簡易マザーズホーム、西簡易マザーズホーム）を所管しており、物品購入や手数料の支払いなど施設運営に係る予算執行を当課で行っている。 備品購入について、支払業務を行った段階では財務会計システム上、当課で管理する設定となっており、後日改めて所在場所を正しい施設へ変更するのだが、処理が漏れていたため、正しい所在場所へ訂正した。 今後の処理として、会計課へ書類を提出後、速やかに備品台帳訂正処理を行う。各施設担当が、定期的に備品台帳を確認することを徹底する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 指導課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 調定の漏れ 教育支援体制整備事業費補助金（不登校児童生徒等の学び継続事業）について、調定の漏れがあった。 所管部署に確認したところ、令和6年6月24日付けの交付決定について、担当職員間における伝達不足により、互いに調定済みであると誤認していたとのことであった。 本監査時点における船橋市予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたときは、調定書により直ちに調定しなければならないとされ、同規則別表第5では、国庫支出金の調定の時期は交付決定のあったとき又は交付が確実となったときと規定されていた。また、令和7年2月25日付けで全部改正された同規則第21条でも、速やかに調定しなければならないと規定されている。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	ご指摘のあった補助金については、即時に調定入力を行った。 今後は、決定通知を供覧する際に起票した調定書も合わせて回議し、係および管理職が漏れなく調定が起票されていること、金額に誤りがないことの確認を徹底する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 総合教育センター	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 調定の漏れ 教育支援体制整備事業費補助金（不登校児童生徒等の学び継続事業）について、調定の漏れがあった。 所管部署に確認したところ、指導課からの補助金交付決定通知の合議において、担当職員が供覧者として含まれていなかったとのことであった。 本監査時点における船橋市予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたときは、調定書により直ちに調定しなければならないとされ、同規則別表第5では、国庫支出金の調定の時期は交付決定のあったとき又は交付が確実となったときと規定されていた。また、令和7年2月25日付けで全部改正された同規則第21条でも、速やかに調定しなければならないと規定されている。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	再発防止策として、補助金等が絡む決裁に関しては他課起案の合議であっても、必ず調定事務を担当する総務係を通すようにする。そのため、供覧者リストを作成し、必要な供覧者が漏れなく含まれているかを確認することとした。 また、予算会計規則における調定期限の規定内容について所内での情報共有を改めて行い、適切な事務処理の徹底に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 保健体育課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 調定の漏れ 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金について、調定の漏れがあった。 所管部署に確認したところ、令和6年10月1日付けの交付決定について、補助金交付決定通知書の供覧後に調定することとしていたが、失念していたとのことであった。 本監査時点における船橋市予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたときは、調定書により直ちに調定しなければならないとされ、同規則別表第5では、国庫支出金の調定の時期は交付決定のあったとき又は交付が確実となったときと規定されていた。また、令和7年2月25日付けで全部改正された同規則第21条でも、速やかに調定しなければならないと規定されている。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	本補助金事務において、交付決定通知書の供覧が終わった後に調定を行っていたが、他課にまたがる供覧であったため、完結までに時間がかかりその間に調定作業を失念し調定漏れが発生した。 今後は、交付決定通知書の供覧と調定作業を別々の作業として行うのではなく、同時に行う作業とした。その上で、交付決定通知書が供覧された際に、係長と他の係員が調定書も併せて作成されているかを確認することとした。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 保健体育課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 督促の指定期限の誤り 学校給食費について、督促の指定期限の一部に誤りがあった。 船橋市債権管理条例施行規則第5条第2項では、督促において指定する期限は、当該督促を発した日から起算して10日を経過した日とすると規定されている。 所管部署に確認したところ、督促において指定する期限は表計算ソフトで管理しているが、入力するファイルを前年度分から複写して作成した結果、曜日の関係で調整された日付や数式がそのまま残り、それらの修正が漏れてしまったとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	スケジュール上の作業日が休日にならないよう都度手入力で修正していたため、表計算ソフトにて年度毎の変更が不要となるよう計算式の再設定と保護を行い、作成時にはダブルチェックを行うこととした。また、誤りに気づきやすくなるよう日付に曜日を追加し、前年度分ではなく原本を複写して使用するようファイル名に注記した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 指導課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 支払の漏れ 校内授業研究会等の講師謝礼について、学校から提出された2枚の執行依頼書（各3万円の計6万円）を収受していたが、支出命令書では1枚分の3万円の支出命令額となっており支払の一部が漏れていた。 所管部署に確認したところ、執行依頼書について、同一講師の令和6年5月1日分と7月4日分がまとめて提出されており、複写式のため2枚で1件と判断してしまったとのことであった。 今後は、適切に支払事務を行うよう徹底されたい。	再発防止策として、学校から提出される執行依頼書の様式を、複写式ではなく共通様式にする。また、支払いが発生したらまとめて提出するのではなく、可及的速やかに提出するように指導する。指導課内では、支出命令を起案し、係長、管理職と回議する中で、支出命令額が添付資料全額なのか、未支出分はないかという資料の過不足のチェックを徹底した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 総合教育センター	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 支払の遅れ 情報教育支援業務委託の委託料（令和6年4月分～9月分）について、契約書及び仕様書では月払いと規定されているが、すべて11月に支払われていた。 所管部署に確認したところ、総合教育センター内で事務分担の変更が令和6年4月1日に行われたが、職員間で情報共有及び確認が不足していたため、支払が遅れてしまったとのことであった。 今後は、適切に支払事務を行うよう徹底されたい。	事務分担の変更がある場合は、事務引継ぎの際に、事務引継ぎと併せ、個別の契約案件（支払時期）を明示し確認することとした。また、年間作業スケジュールを作成し、定常的な案件に関しては事務実施予定の時期等を月次で確認することとした。 支払いの遅れが発生しないよう適切に支払事務を執行する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 総合教育センター	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 不適正な契約保証金の免除 郵便による指名競争入札を実施した情報教育支援業務委託について、郵便入札では除外されている船橋市契約規則第34条第5号（以下「第5号」という。）の規定により契約保証金を免除していた。 業務委託等に係る郵便入札による指名競争入札の実施要領第17条では、契約保証金の全部又は一部を免除することができるのは、「契約規則第34条第1号から第4号まで及び同条第6号から第8号までのいずれかに該当する場合」と規定されており、第5号の規定は除外されている。 所管部署に確認したところ、前年度も第5号の規定により契約保証金を免除していたため、前例踏襲により事務処理を行っていたとのことであった。 今後は、同要領に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	再発防止策として、業務委託等に係る郵便入札による指名競争入札の実施要領を改めて読み込み、内容の把握に努めた。また、契約事務に関しては、担当係だけでなく他係にも確認依頼することで、複数名によるチェック体制を確立した。 令和7年度の情報教育支援業務委託の契約については、船橋市契約規則第34条第3号を適用した。今後はこの手順を確実に引き継いでいくこととする。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 学務課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約不適合責任に関する条項の不備 船橋市立小中学校他警備業務委託（機械警備：北部地区）の契約について、契約不適合責任に関する条項ではなく瑕疵担保責任に関する条項となっていた。 令和2年4月1日付け民法改正を受けた船橋市契約規則の一部改正により、業務委託契約事務の手引きに掲載されている業務委託契約書の標準書式が変更となり、瑕疵担保責任から契約不適合責任に関する条項に改められている。 所管部署に確認したところ、令和元年度に契約した前回の契約書を参照し作成してしまったとのことであった。 今後は、同手引きに則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	契約書を起案する際は、チェックリストを作成し、複数人でチェックし、再発防止の措置を講じた。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 指導課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約不適合責任に関する条項の不備 技術・家庭科大型機械整備点検の契約について、契約不適合責任に関する条項ではなく瑕疵担保責任に関する条項となっていた。 令和2年4月1日付け民法改正を受けた船橋市契約規則の一部改正により、業務委託契約事務の手引きに掲載されている業務委託契約書の標準書式が変更となり、瑕疵担保責任から契約不適合責任に関する条項に改められている。 所管部署に確認したところ、令和5年度に契約した前回の契約書を参照し作成してしまったとのことであった。 今後は、同手引きに則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	再発防止の方向性に関しては、契約業務を行う際は、前回の契約書を参照するのではなく、最新の「業務委託契約事務の手引き」の書式を確認し、当該業務に合わせた契約書を作成することを徹底する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 総合教育センター	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 不適正な領収書の交付 実費徴収金である「科学の広場」の保険料について、本監査時点における船橋市予算会計規則第38条第1号から第4号までに掲げる領収書等に該当せず、第5号その他会計管理者が認める書類にも該当しない領収書を納付者に交付していた。 同規則同条では、現金出納員若しくは現金分任出納員又は会計管理者が、現金を直接収納したときは、各号に掲げる領収書等のいずれかを納付者に交付しなければならないとされていた。また、令和7年2月25日付けで全部改正された同規則第27条第1項の各号でも、同様に領収書の様式について規定されている。 所管部署に確認したところ、毎年使用していたため、そのまま使用していたとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	船橋市予算会計規則第27条第1項第5号の規定に基づき、令和7年3月24日付け教セ第1280号にて会計管理者に領収書の様式について申請をし、令和7年3月26日付け会第1264号にて承認されている。 監査を受け、令和7年4月以降の「科学の広場」で当該領収書を使用することとした。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 学務課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 公印の押印漏れ 船橋市奨学金返還金に係る履行期限繰上 通知書について、公印の押印が漏れていた。 船橋市文書管理規程第37条第1項では、 施行する文書には、公印を押印しなければならないと規定されている。 所管部署に確認したところ、公印を押印 すべきものであったが失念したとのことであった。 今後は、同規程に則って適正に事務処理 を行うよう徹底されたい。	船橋市奨学金返還金に係る履行期限繰上 通知書の送付について起案する際は、 チェックリストを作成し市長印の押印を複 数人でチェックするよう、再発防止の措置 を講じた。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 学務課	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 交付した適格請求書の写しの保存期間に関する不備 交付した適格請求書（インボイス）の写しについて、保存期間が5年間である収入金関係綴に保存していた。 適格請求書（インボイス）の交付・保存に関する手引では、交付した適格請求書（インボイス）の写しは、消費税法施行令第70条の13第1項の規定を踏まえ、保存期間を10年間とした収入金関係綴（インボイス対応）又は保存期間を10年間に変更した事業単位の簿冊に保存することとされている。 所管部署に確認したところ、同手引の確認をしておらず、交付した適格請求書（インボイス）の写しについて、保存期間を10年間とした収入金関係綴に保存すべきであることを認識できていなかったとのことであった。 今後は、同手引に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	「収入金関係綴（インボイス用）」と「収入金関係綴」の簿冊の表紙裏面に、保存書類に関する案内を貼り付け、再発防止の措置を講じた。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 総合教育センター	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 許可手続きの遅れ 総合教育センターのガス管を含むガス整圧器室、第一種電柱及び支線の設置に係る令和6年4月1日からの行政財産の使用について、行政財産使用許可書の交付が7月となっていた。 船橋市公有財産規則第22条では、課長は行政財産使用許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別表に定める課の合議を経たのち、決裁責任者の決裁を受けなければならないと規定されている。 所管部署に確認したところ、1月に提出されていた2件の行政財産使用許可申請書について、7月に業務の進捗状況を確認した際に事務処理を失念していたことが判明したとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	年間作業スケジュールを作成し、定常的な案件に関しては事務実施予定の時期等を月次で確認することとした。 行政財産の使用許可に際して、行政財産を使用しようとする者から財産使用許可申請書の提出があった場合には、船橋市公有財産規則に則り遅れなく適正に事務を執行する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
学校教育部 市立高等学校	令和7年7月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 理科薬品使用簿の未作成 市立高等学校における実験用薬品の保管管理について、毎月の点検は実施していたが、使用の際に記入する理科薬品使用簿が作成されていなかった。 学校における実験用薬品の保管管理及び観察・実験などの指導に当たっての留意事項については、令和5年4月25日付け教保第312号教育長通知「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化に関する警察庁からの依頼について」により各学校長あてに通知されており、参考資料であるQ&Aにおいて、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理にあたっては、品目、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿等を備え、化学物質等の使用の際にはそれらを遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の数量と管理簿等との照合を行うなどの対応が求められると記載されている。 所管部署に確認したところ、市立高等学校は指導課や千葉県教育庁の助言・指導を受ける機会がなく、学校の教員のみで薬品の管理をしている状況であり、人事異動の際に遵守事項の共有が十分にされないことが発生原因と思われるとのことであった。 今後は、同通知に則って適切な管理を徹底されたい。 また、理科薬品使用簿の不備については、平成29年度定期監査で未整備が指摘事項、令和元年度定期監査で記載漏れが要望事項となっていることから、教育委員会にあっては、市立高等学校に対する指導・助言の体制の構築について検討されたい。	理科薬品の保管管理については、新たに理科薬品の購入時、使用時及び毎月の点検時に行うことの手順をまとめ、「理科薬品使用簿」「薬品点検表」「消耗品管理簿」、各種重要な通知を綴った理科薬品の管理専用ファイルを作成した。 毎月の点検は、教員のみではなく事務職員も行うこととし、人事異動の際に遵守事項の共有がされないことがないような管理体制を整えた。 また、教育委員会が市立高等学校に対して小中学校と同様に年1回薬品に関する点検を行う体制を整えた。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
管理部 施設課	令和7年8月26日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[要望事項] 老朽化した施設における計画的な修繕 市内小中学校等における建築基準法第12条に基づく定期点検の結果を確認したところ、監査対象とした28校のうち13校において、防火シャッターの不備について要是正との指摘を受けていたが、そのうち令和7年度に修繕予定とされているものが複数見受けられた。 所管部署に確認したところ、部品交換で対応可能なものについては令和7年4月中に修繕を完了し、本体交換が必要なものについては学校運営に支障がないよう夏休み期間中に実施予定であるとのことであった。なお、学校全般的に施設の老朽化が激しく、年々指摘箇所が出ている状況であり、都度対応しているとのことである。 しかしながら、全般的に老朽化が進んでいるということは、今は指摘されていなくとも数年後には不具合を生じる可能性の高い学校が存在しているということであり、指摘の都度対応している現状は、施設の安全性確保という点において問題があると考えられる。 今後は、複数の学校で同一内容の不具合が年々生じているような状態においては、計画的に修繕されるよう要望する。	小・中・高・特別支援学校あわせて84校に設置してある防火シャッターは、計1019台である。そのうち、老朽化も含め不具合が多くみられる昭和40～50年代に納入された42校423台について更新（全交換または駆動部の交換）計画を策定した。なお、10年以内に校舎の建て替えを見込む学校は除く。 計画では、令和8年度に5校の防火シャッター計61台を更新する。毎年同程度の更新を行い、令和14年度には完了させる予定である。 更新予定のないシャッターについては、今後も不具合が発生した時点で迅速に修繕対応をしていく。